

医療情報取得加算について

当診療所では、マイナ保険証を用いた電子資格確認を行う体制を整えており、質の高い診療を実施するために十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っています。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下の点数を算定します。

	初診	再診
マイナ保険証の利用あり かつ 情報取得の同意あり	1点 (月1回に限る)	1点 (3月に1回限る)
マイナ保険証の利用なし または 情報取得の同意なし	3点 (月1回に限る)	2点 (3月に1回限る)

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

※風邪症状や発熱の患者様は屋外(車内等)での診察を行うことがあります。院内でマイナ保険証の確認端末の操作ができないため、従来の保険証のみで対応させていただいております。ご了承ください。

※公費負担受給者証もマイナンバーカードでは確認できないため原本をお持ちください。